

Straight away

IFRS bulletin from PwC

30 May 2013

IASB が非金融資産の減損の開示に関する限定的な修正を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、非金融資産の回収可能価額が処分費用控除後の公正価値に基づいて算定される場合の情報の開示に関して、国際会計基準 (IAS) 第 36 号「資産の減損」を限定的に修正しました。

IASB は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 13 号「公正価値測定」を公表した際に、IAS 第 36 号の開示規定に対して派生的な修正を行いました。IASB はこの修正の 1 つが意図していたよりも広い範囲の開示を要求していることを認識していました。今回の限定的修正ではこの点を是正するとともに、減損損失 (または戻入れ) があつた場合における公正価値測定に関する開示の要求を追加しています。

主な修正

IASB は、IAS 第 36 号を以下のとおり修正しました。

- 資金生成単位 (CGU) にのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産が含まれるが減損は生じていない場合に関して回収可能額を開示する要求を削除する。
- 減損損失を認識した (または戻入れた) 場合に、資産または CGU の回収可能額の開示を要求する。
- 減損損失を認識した (または戻入れた) 場合に、処分費用控除後公正価値をどのように測定したかについて詳細な開示を要求する。

この修正は 2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、遡及適用が求められます。また、早期適用も認められます。ただし、IFRS 第 13 号の適用前に適用することはできません。

影響を受ける企業は？

当修正案は、非金融資産の減損損失を認識する (または戻入れる) すべての財務諸表作成者に影響を与えます。

何をすべきか？

修正案全体を読み、貴社における影響をご確認ください。

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。